



環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年12月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づき、同条例第19条に準じて川崎授産学園再編整備事業に係る自主的環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

事業の基本的事項	事業者	神奈川県川崎市高津区末長1-3-13 社会福祉法人セイワ 理事長 加藤 不二太郎
	事業の名称	川崎授産学園再編整備事業
	事業の種類	川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価
	事業を実施する区域	川崎市麻生区細山1209番地
	事業の目的	障害者福祉施設の建て替え
	事業の内容	計画地面積：約22,670.5㎡ 開発区域面積：約9,977.9㎡
	事業の施行期間	令和5年4月（着手予定）から令和8年11月まで（完工予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和4年12月6日（火）～令和5年1月19日（木） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて準備書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	場所：麻生区役所・環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） 時間：午前8時30分～午後5時。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。ただし麻生区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 ※縦覧開始日（12月6日）は、正午から縦覧を行います。
	意見書の提出	縦覧中の自主的環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」と表記）第21条第1項の規定に準じて、次のとおり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容 自主的環境影響評価準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に準じて、個人情報情報を伏せてその写しを事業者に送付します。 (2) 事業者は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、自主的環境影響評価審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 自主的環境影響評価準備書に対する意見の概要と見解は、事業者が作成する自主的環境影響評価見解書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。 5 意見書を提出できる期間 自主的環境影響評価準備書の縦覧期間中 (令和4年12月6日から令和5年1月19日まで) (郵送の場合は、令和5年1月19日消印有効) 意見書の提出先 川崎市環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	ホームページ	ホームページで準備書の閲覧、意見書の提出ができます。  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/>  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書はFAX及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。	